

「京都 朝・夜観光」推進事業補助金 質疑応答一覧

更新日：令和7年7月11日

更新日	番号	区分	質問	回答
6/27	1	補助内容：対象者について	申請者は会社の代表である必要がありますか	代表者から権限委任を受けていれば問題ありません。権限委任を受けていることがわかる書類（委任状又は社内規定等）を添付してください。【要綱第5条第1項参照】
6/27	2	補助内容：対象者について	海外に本社があり、日本に事業所がない旅行会社は申請できないのでしょうか	区分①②については日本国内に事業所がある（日本国内に活動拠点がある）場合のみ申請可能です。区分③については、日本国内に事業所があり、旅行業の登録区分において、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業の登録をしていれば申請可能です。
6/27	3	補助内容：対象者について	京都府内に事業所等がなくても問題ないでしょうか	問題ございません。
6/27	4	補助内容：対象者について	個人又は個人事業主は申請できますか？	要綱別表1に記載されている補助対象事業者であれば申請可能です。
6/27	5	補助内容：対象事業について	要領p15に「申請できるのは、1団体につき1区分1申請のみ」とありますが、区分③の場合の1申請というのは1コースと いうことでしょうか。	区分③においては、1申請者あたり100万円が上限であり、何コースでも申請可能ですが、1コースあたりの補助上限額は20万円となります。たとえば以下のパターンのような申請が可能です。 ・1コースの交付申請額20万円を5コースで申請。合計交付申請額100万円 ・1コースの交付申請額10万円を10コースで申請。合計交付申請額100万円
6/27	6	補助内容：対象者について	要綱別表1の区分③の1申請者の定義とはなんですか？	同一法人に本社、支社があり、支社ごとに補助対象事業を実施する場合、本社を申請者として一括で申請してください。なお、事業計画書は、各支社で作成いただいて構いません。
6/27	7	補助内容：対象事業について	ガイド人材の育成は、今年度のガイドではなく、来年以降に活躍いただく人に対して講習を受けていただく費用も対象となりますか？	事業計画書の6 次年度以降の継続性及び採算確保のための具体的な方策の欄において、当該人材を次年度以降のように活用するのが確認できる場合は対象とすることが可能です。
6/27	8	補助内容：対象事業について	イベント内で実施するイベント参加者を対象とした日帰りツアーは区分③になりますか？	全体のイベントの一企画として実施され、イベント参加者向けに提供されるツアーは、イベントの一部として区分①又は②の事業とみなします。ただし募集型企画旅行としてイベント参加者以外の一般客も広く対象とするツアーをイベントと合わせて実施する場合は当該ツアー部分は区分③に該当しますので、当該ツアーの宣伝等の補助を受けたい場合は区分③で申請してください。
6/27	9	補助内容：対象事業について	要綱4 pに「夜間コンテンツ」の定義について記載がありますが、対象外となる具体的例はどのようなものがありますか？	例えば午前10時から始まり日中に大きな催しを複数実施し、午後7時からナイトマルシェを開催、午後8時に終了するイベントは、日中のイベントが主であり、日中の観光誘客がメインと判断されることから日中部分に関する経費は補助対象外事業となります。ナイトマルシェ部分のみ、新規性が認められるものであれば補助対象事業とします。
6/27	10	補助内容：対象事業について	基準となる時間をまたがって開催する場合（「早期コンテンツ」で午前8時半～9時半開催、「夜間コンテンツ」で午後7時半～午後8時半開催など）も対象となりますか？	当該イベント等の開催時間の過半数の時間が、夜間、早期コンテンツの対象時間帯に含まれているものは対象となります。
6/27	11	補助内容：対象事業について	区分③夜間・早期ツアー販売支援について教えてください 弊社は年に数回バスツアーの募集のため、広告・チラシ作成などをしております 毎回、1つの紙面に3コースほど掲載するのですが、今回の「夜間・早期ツアー」として作成したツアーと、他のバスツアーを同じ紙面に掲載して広告・チラシ作成をする場合、こちらの補助金は対象となりますか？	補助対象ツアーの広報・宣伝費用のみが補助対象となります。そのため、領収証等に本事業と関係がないツアーに係る費用が含まれる場合、補助対象ツアーに係る経費の内訳が分かる書類を提出してください。金額の内訳が分からない場合、全体額を按分して対象経費を算出の上、按分根拠が分かる資料を添付してください。
6/27	12	申請について	「集客目標を設定し、そのために必要十分なPR活動等を計画的に実施すること」についてですが、必要十分かどうかは弊社の判断で大丈夫でしょうか	必要十分かは補助金事務局において判断しますので、申請にあたっては2 実施内容・スケジュールの欄に、PR活動内容を記載してください。
6/27	13	申請について	「アンケート調査等により、事業の効果測定を実施すること」と書いてありますが、アンケートは参加者全員分を必ず集めなければならないでしょうか？（当日書いてもらえない可能性があるため）	事業の効果測定することを要件としておりますので、アンケート調査等、実効性のある手法で測定をお願いします。アンケート調査を選択された場合において、全員からアンケートを収集できなかったからといって、ただちに当該事業が要件違反にはなりません、事業効果の測定が可能となるよう一定の回収率を確保する等の工夫をお願いします。
6/27	14	補助内容：対象事業について	区分③の夜間・早期の観光コンテンツについて、今まで弊社のバスツアーでは主に朝10時ごろ出発し、16時～17時に帰着する行程が多かったのですが、今回、この補助金で昼過ぎに出発して夜帰着するバスツアーの企画を試みようと思います。「高雄の川床でライトアップされた紅葉を見ながらの夕食」は「夜間・早期の観光コンテンツ」に当たりますでしょうか？	「高雄の川床でライトアップされた紅葉を見ながらの夕食」は「夜間観光コンテンツ」に該当します。ただし本補助金対象のツアーとなるには他にも条件がありますので、要領8pもご参照ください。
6/27	15	申請について	交付要綱10 pに記載されている「アンケート調査等により、事業の効果測定を実施すること」とは具体的にどのようなことを調査すればよいでしょうか？ 継続的に同じ行程のバスツアーをしない場合、何ををもって「事業の効果」を測定すればよいのか教えてください。	「とっておきの京都エリア」「もうひとつの京都エリア」の観光地に魅力を感じたか、京都の早期・夜間観光への魅力を感じたか顧客の声を収集いただき、実施したコースの評価、改善点、今後の継続販売の可能性等を御社なりに分析いただきますようお願いします。
6/27	16	補助内容：対象事業について	実行委員会主催で、8月1日から8月3日にかけて今年度で4度目の開催となる夜のライトアップイベントを中心に、近隣商店街やダム等の周遊企画を実施予定です。今年度より当該事業についてインバウンド向けの情報発信（多言語の案内）を行う想定ですが、このような場合は【新たな事業（既存の事業を本事業の目的のために新たな形に再構築した事業）】にあたりますでしょうか。	要領6 p（3）に新たな事業の定義を記載しており、既存事業を再構築した事業とは、従来、日中に実施していた事業を、夜間や早期に時間帯を変更して実施する場合があります。ご質問のライトアップイベントは過去実施されている事業であり、インバウンド向けの情報発信を新たに実施することは既存事業を本事業の目的のために新たな形に再構築した事業には該当しないため、本補助金の対象外となります。
6/30	17	補助内容：対象事業について	新たな事業（これまでに実施したことのない新たな事業、又は、既存の事業を本事業の目的のために新たな形に再構築した事業）であること。とありますが、新たな事業として認められる事業、認められない事業はどんなものですか？	本補助金は観光時間の分散化や地域の新たな賑わいの創出、周遊観光の促進を図ることを目的としており、既に実施しているコンテンツの拡大・拡充が目的ではありません。既存の事業を本事業の目的のために新たな形に再構築した事業として認められるのは、従来、昼に実施していた事業を、夜間や早期に時間帯を変更して実施する場合のみとなります。たとえば以下のような事業は新たな事業とは認められません。 ・過去の事業と同一内容（日中から夜間に開催時間をずらしたものは除く）の事業 ・資金難等で休止していた過去のイベント等を単に復活させただけの事業 ・従来実施しているイベント等の内容を名称だけ変更した事業 ・従来実施しているイベント等と比較して主たるコンテンツに変更がない事業 夜間・早期の観光コンテンツがなかった地域でのコンテンツ造成や早期・夜間観光ツアーの促進に寄与する事業の提案をお願いします。
6/30	18	補助内容：対象事業について	日中に実施していた体験プランを、夜間に実施しようと考えています。会場費、人件費、PR費、資材費について、補助対象になりますか。	要綱p11 オに記載しているものが補助対象経費となります。人件費は対象となりません。（2）に記載しているとおり、申請者が自組織の内部ではなく、外部に対して支払う経費が補助対象経費となります。体験の講師を外部に依頼される場合の謝金・旅費は認められますが、自組織の社員等が講師をする場合、その人件費を補助対象経費とすることはできません。会場費も、自社の会議室等を利用する場合は、補助対象経費とすることはできません。
6/30	19	補助内容：対象事業について	区分①、②の「広報に係る経費」について、FAMツアーやインフルエンサー費用に対して補助申請をすることは可能でしょうか。	インフルエンサー費用、メディアFAMツアー費用については、広報・宣伝に係る経費であれば「広報に係る経費」に該当します。ただし、イベント等の実施が行われることが前提ですので、効果検証のみの場合は、全ての経費が補助対象外となります。
7/2	20	補助内容：対象者について	事業を実施するにあたり実行委員会形式をとっており、自治体から実行委員会に対して負担金を交付しています。自治体 が本補助金を申請する際、負担金は補助対象経費となりますか。	本補助金は自治体は補助対象事業者ではありません。要綱別表1に記載されている補助対象事業者から申請をお願いします。
7/2	21	補助内容：対象事業について	秋の紅葉時期に府下の神社で3日間、弊社特別拝観・ライトアップを実施する事業を区分②で応募予定です。同ツアーを募集するに当たり、全国で複数のツアーを設定します。この場合は区分③で応募予定ですが、いくつかのツアーで募集しても20万円でしょうか。全国発で複数ツアーを設定した場合、例えば3本造成すると、60万円の申請が可能ですでしょうか。	京都府内の訪問地が同一の場合は、発着地が異なっても同一コースとみなします。
7/2	22	補助内容：対象事業について	イベント会場が2カ所以上にまたがる際、会場間移動のための貸切バス代金は補助対象になりますか。 (早期や通勤通学時間帯の移動となるため、近隣住民対応として、専用バスでの移動を検討したいため)	貸切バスの配置が、要綱別表1（区分①②に関して）の（7）又は（9）に係る配慮に該当し、別表2（1）に記載する「事業に直接必要であることが明確であり、適正かつ合理的な範囲と認められる経費」であるかどうかで、補助対象経費と認めるか判断します。交付申請時の経費項目を「運営に係る経費」とした上で、以下内容を含んだ事業計画書の提出をお願いします。 ・事業の目的欄に複数会場で開催する理由・目的を記載してください。 ・3の欄④又は⑤に、貸切バスの必要性について記載してください。 （過去に同程度の来場者を見込むイベントが該当地域で実施された際に貸切バスを導入していた場合は、参考に概要がわかる資料を添付してください。） ・6の欄に貸切バスの運行の採算性や継続性についても記載してください。※ ※補助金を受けられる本年度限りの対応で終わらないよう、貸切バスの運行も見込んだ計画を立てておいてください。
7/2	23	申請について	要領p19②には、事業に要する経費については、交付決定を受けた団体の名称及び代表者を口座名義人とする預金口座にて管理することとなっていますが、任意団体の場合で、やむを得ない理由がある場合は構成員の代表企業の口座で管理するということは可能でしょうか。	任意団体の規約等で、当該団体の会計管理を担う組織、人物として構成員の組織、人物が指定されている場合は、該当の写しの提出をもって当該団体の預金口座の名義人を構成員の組織、人物とすることを認めます。規約等がない場合、申請者の預金口座を任意団体の預金口座とし、補助金の請求や経費支払等含め会計管理を申請者に委任する旨を書いた委任状（任意様式）を構成団体徴取しご提出願います。
7/2	24	補助内容：対象事業について	自己負担部分の財源について、制約はありますか。具体的には観光協会が事業を実施するにあたり、「京都 朝・夜観光」推進事業補助金の補助表に、自治体からの負担金を充てることは可能でしょうか。	自己負担部分に別の補助金を充当することはできません。（要領p9イ（1）参照）ただし、負担金については充当可能です。
7/3	25	補助内容：対象事業について	トロッコ嵐山駅を発着として、トロッコ保津峡駅付近にある土木遺産ナイトツアーを検討しています。今回の対象地域に含まれるでしょうか？	区分①②については京都市を含む京都府内全域が対象です。

7/3	2 6	申請について	イベント等の実施日は、申請時点では予定日を記載し、その後変更は可能でしょうか	申請時点で確定させる必要はありません。 実施日の変更のみであれば、軽微な変更となるので要綱第9条の変更承認申請は不要です。ただし、実施日の変更に伴い補助事業の経費の配分又は内容に大きな変更が発生する場合は、変更承認申請が必要になる場合があります。変更が発生した際、判断に迷う場合は事務局までご確認ください。
7/3	2 7	補助内容：対象事業について	1者に複数経費をまとめて業務委託する場合、経費項目ごとに見積書を分ける必要がありますか？	見積書を分ける必要はありませんが、補助対象経費であることがわかるように経費の内訳を記載願います。 「〇〇にかかる業務委託一式」として総額だけ記載され、内訳がわからない見積書は認められません。
7/3	2 8	補助内容：対象事業について	区分①対象事業として、週1回程度×3-4週の体験を実施する予定ですが、荒天等で体験を中止する場合、開催回数にカウントされますでしょうか？	区分①は継続的な実施を条件とするものであり、荒天等の理由で中止する日があったとしても、補助対象期間中に目標の開催期間・回数を達成できるよう再実施に向けた努力をお願いします。それでもなおやむを得ない事由で開催が困難な場合、実施報告書にその旨を記載してください。 開催実績回数としてカウントはできませんが、中止にいたるまでにかかった経費について、中止した理由も考慮し補助対象経費と認めるか額の確定時に審査します。
7/4	2 9	申請について	当社は本社が大阪市にあり、本事業への対象ホテルは宮津市にあります。本社が申請する場合、誓約書の申請者の記載はホテル代表者、担当者は大阪オフィスの担当者名でよいでしょうか。もしくは担当者もホテルの代表者がよいでしょうか。	本誓約書は補助金の申請者が、その申請内容に虚偽がない旨を誓約する文書ですので、必ず交付申請書と同じ申請者名を記載願います。質疑応答1番に記載のとおり、申請者は必ずしも代表者である必要はありません。 誓約書別紙「風俗営業等に関する申告」の記載は、イベント・ツアーの実施や旅行者へ情報提供する対象となる店舗等が、風俗絵行頭の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可・届出の対象となる営業に該当する場合のみ記載してください。該当する場合、別紙に記載する担当者は該当する店舗を運営する部署の担当者名をご記入ください。
7/4	3 0	補助内容：対象事業について	宿泊事業者として申請をしますが、企画内容に含める宿泊に伴う費用は補助金の対象になりますか。原価（リネン費、清掃費、水光熱費など）がかかってきます。	宿泊に伴う費用は、要綱別表2に記載する補助対象経費には含まれません。
7/4	3 1	補助内容：対象事業について	従来から実施している夜間神事の見学バスツアーについて、ツアー参加へのノベルティ配布制作費用は補助対象になりますか	バスツアーが募集型企画旅行に該当する場合は区分③での申請となります。事業実施にあたって条件が複数あり、要綱別表1（区分③に関すること）の(5)には、新たに作成したツアー（これまでに実施したことのない新たなツアー又は既存のツアーを本事業の目的のために新たな形に再構築したツアー）であることが記載されています。 要領8pに既存事業を再構築したツアーについて定めていますが、今回ご質問のツアーは当該要件を満たさないため、補助対象事業とは認められません。また区分③は「広報に係る経費」のみ補助対象経費と認められますので、ノベルティ製作費は補助対象外となります。
7/9	3 2	補助内容：対象事業について	宿泊費用は補助金対象外とのことですが、総事業費には含まれますか。	宿泊費も総事業費に含まれます。 本補助金では、事業に要した全ての経費（補助対象外の経費を含む）を「事業費経費別明細」に記載いただく必要があります。宿泊費について事業費経費別明細に記載する際の経費区分は「その他補助対象にならない経費」となります。
7/9	3 3	補助内容：対象事業について	「実施場所の使用許可見込がわかるもの」について、実施場所から正式な文面の取り寄せが必要でしょうか。任意様式で作成するパワーポイント等で一文添えるだけでもよいでしょうか。	実施場所から正式な文面（許可書など）を取り寄せることは必須ではありません。事業計画書（又は任意様式の企画書）の中に、実施場所の使用について、例えば以下のような内容を具体的に記載することで、許可の見込みがあることを示すことが可能です。 ・実施場所の管理者との事前調整状況 ・使用に関する合意が得られている旨 ・今後の正式な手続きの見込み など もちろん、既に正式な許可書やそれに準ずる書類がある場合は、当該書類の写しを添付いただいてもかまいません。
7/9	3 4	補助内容：対象事業について	ガイド実施において必要な資格を得るために、遠方への複数回の講習が必要となります。その際の講習代とは別に、交通費・宿泊費は補助対象となるでしょうか。	外部の講習会等を受講する場合は、講習料のみ補助対象経費となります。
7/9	3 5	申請について	申請書第1号様式、「5 補助対象経費及び交付申請額」の欄ですが、項目が多い場合は適宜、行を増やしてもよいでしょうか。別紙で提出した方がよいでしょうか。	「事業費経費別明細（第1号様式別紙3）」に本補助事業に係る全ての経費（補助対象外の経費含む）を記載いただき、経費項目別集計の赤字の数値を、収支予算書の対象経費欄及び交付申請書の5の欄に転記して下さい。 その際に行が不足する場合は適宜行を追加いただいてもかまいません。
7/9	3 6	補助内容：対象事業について	府立公園の指定管理者を行なっており、今回は当該公園を実施場所とする夜間のイベントを申請予定です。指定管理業務とは別の、法人による自主事業となりますが、補助対象となるでしょうか。	府立公園の指定管理者で、当該公園が実施場所となっても、貴社の夜間イベントが指定管理業務の枠組みや、地方自治体からの補助金とは明確に区分された、法人独自の事業として実施され、その費用が指定管理業務に係る費用と混同されないのであれば、補助対象事業となりえます。
7/9	3 7	補助内容：対象事業について	弊社では星空の案内ガイド資格を持つ者が1名おり、今回のイベントではその者がガイド予定ですが、今後、大人数や回数を増やした場合の展開を考えた際に複数名の取得を目指しています。 その際、講師に来ていただく際の講師料の他、交通費や宿泊費は補助対象となるでしょうか？ また、講習会が申請するイベントの後日でも可能でしょうか？（補助対象期間内）	ガイド人材育成のため、外部から講師を呼ぶ場合、その講師にかかる費用として報酬・交通費（宿泊費含む）については、「ガイド人材育成に係る経費」に含まれます。また、ガイド人材育成のための講習会はイベント等の後日の実施でも問題ありませんが、事業計画書の6 次年度以降の継続性及び採算確保のための具体的な方策の欄において、当該人材を次年度以降どのように活用するののかについて記載願います。
7/9	3 8	補助内容：対象事業について	総事業費を考える際、支出の考えとしては人件費も含む考えて良かったでしょうか？	人件費も総事業費に含まれます。ただし補助事業者の人件費など、内部人材の人件費を記載する場合は、補助事業に従事した時間等で按分した金額を記載願います。 本補助金では、事業に要した全ての経費（補助対象外の経費を含む）を「事業費経費別明細」に記載いただく必要があります。人件費について事業費経費別明細に記載する際の経費区分は「その他補助対象にならない経費」となります。
7/9	3 9	補助内容：対象事業について	お客様の安全を考慮し夜間照明の増設やイルミネーション設備（北山杉を使用した行燈の制作等）の整備など、京都北山の魅力を知っていただくプランを考えています。このような工事費用なども補助申請金対象となりますか。	本補助金は施設設備等の整備・維持管理に係る経費は補助対象外となります。ご質問いただいている夜間照明の増設費用は、その性質が通常のキャンプ場運営でも活用可能な可能性が高く、「施設設備等の整備・維持管理に係る経費」に該当すると判断されるため、補助対象外となります。ただし、イルミネーション設備（北山杉を使用した行燈の制作等）については、申請いただいた事業が新たな事業として認められる場合、当該事業のために製作・設置され、演出や雰囲気作りに直接必要となる備品や消耗品、または会場設置の一部として外部に支払われる経費である場合は、補助対象経費となります。
7/9	4 0	申請について	事業計画書「各種要件」の①と③のご質問の意図の違いを教えてください。①には、具体的な事業の内容を記載するということでしょうか。	①は「その新規事業が、補助金の目的に沿って、どのように地域の夜間・早期観光振興に貢献するか」について質的な内容を記載いただく欄です。地域の実情や特性等をふまえ、どのような考えで当該事業を実施し、それがどのような夜間・早期観光振興の効果を生むことを期待しているかを記載願います。（事業計画書1の目的、5の期待される効果の欄と多少重複した記載となるかもしれませんがかまいません。） ③は「補助対象となる新規性があるか」という事業の「形式的・定義的な新規性」に関する説明です。主に、これまでの実績との比較（特に、昼間から夜間・早期への時間帯変更）を明確にする箇所です。
7/9	4 1	補助内容：対象者について	区分③の補助対象事業者は「第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業の登録をしている事業者」とのことですが、現在登録申請中で、本事業の交付決定通知がなされる8月末までに許認可を取得できる見込みです。その場合、補助対象事業者と見なされるでしょうか。	申請期限の7月14日（月）17時までに旅行業登録票又は旅行者登録簿の写しの提出が困難な場合は、8月末日までに認可見込みであり、認可された際は速やかに旅行業登録票又は旅行者登録簿の写しを提出する旨の申出書（任意様式）を申請書類に添付してください。期日までに旅行業登録の証明書提出がない場合は、要綱第6条第1項に基づき補助金の不交付決定を行います。
7/9	4 2	申請について	弊社は5月に法人化した団体です。まだ、決算期を迎えておらず提出書類である「法人事業税及び法人府民税の納税証明書（原本）」がありませんが、その場合、何か代替書類が必要でしょうか。	特段の事情により提出できない場合は理由書を別紙（任意様式）で添付してください。 今回の場合は理由書と合わせて、令和7年5月に法人化したことを確認する書類として、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写）も合わせて添付願います。
7/10	4 3	補助内容：対象事業について	補助対象期間内とはいつからいつまでですか。	補助対象期間については要領3pに記載のとおり、交付決定日又は申請日以降の事前着手届に記載された着手（予定）日から令和8年1月31日までです。当該期間中に発注・実施・支払を行う必要がありますのでご注意ください。
7/10	4 4	補助内容：対象事業について	毎年8月15日のお盆に花火大会を行っています。①の企画にかかる経費は花火代も対象になりますか。	本補助金は観光時間の分散化や地域の新たな賑わいの創出、周遊観光の促進を図ることを目的としており、既に実施しているコンテンツの拡大・拡充が目的ではありません。 詳細は質疑応答一覧16番及び17番の回答をご確認ください。
7/11	4 5	補助内容：対象事業について	染め物体験と西陣織の手織り体験をしたいと考えています。2種類の体験を申請することはできますか。	1 区分につき1 申請までですが、2 種類の体験を一体的に計画され実施されるのであれば、一つの事業としてまとめて申請できます。 ただし、それら体験が要綱別表1に区分ごとに記載する補助対象事業に該当し、かつ事業実施にあたっての条件を全て満たしている必要があります。募集要領6p～8pや質疑応答一覧の過去の回答をお読みいただき、実施予定の事業が補助対象事業としての条件を満たしているかご確認ください。 これら条件を満たし、両方の体験が「京都 朝・夜観光」推進という目的のために一体的に計画された一つの事業として整理できる場合に申請可能です。 申請書類（事業計画書など）で、2つの体験プログラムがどのように連携し、全体としてどのような効果を目指すのかを明確に記載してください。